

2026年4月1日

「次世代育成支援対策推進法」に基づく一般事業主行動計画

○目的

社員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

○計画期間

2026年4月1日                    ~                    2031年3月31日 までの                    5年間

○計画内容

(目標1)

子の看護等休暇制度について、時間単位で取得できるよう制度を見直し、取得促進を行う。

<対策>

- ・ 時間単位の子の看護等休暇制度について検討
- ・ 時間単位の子の看護等休暇制度について規定、制度の周知及び取得促進

(目標2)

- ・ 年次有給休暇の取得率を向上させる。

<対策>

- ・ 計画的付与を含む年次有給休暇の取得促進方法について検討
- ・ 計画的付与について労使協定締結・取得促進

(目標3)

- ・ 地域のこども・子育てに関する活動への支援を実施する。

<対策>

- ・ 近隣の学校やNPOと連携し、「職場見学」や「就業体験」の受け入れを計画・実施する。
- ・ 近隣自治体やNPOが主催する地域行事に対し、運営スタッフとしての参加や、自社製品・備品の提供などの協力体制を検討し、実施する。